

2024年2月5日

〒250-0055 小田原市久野 2284-1

地方自治ウォッチャーズ～県西オンブズマン～

(代表者: 岡崎 克人)

小田原市議会 様

議会事務局 様

「小田原市の政治倫理規定に関する申し立て書」

日頃、私たち、有志の市民組織による活動にご協力を頂き、有難うございます。さて、私たちの組織に対し、「小田原市議会議長 大川裕氏におかれましては市の政治倫理に関して、不適切な行為があったのではないか」との陳情が複数の市民からございました。つきましては、市議会さまにおかれましては厳正なご対応をくださいますよう、下記の通り申し立てをさせていただきます。何卒宜しくお願い致します。

1. 不適切な行為の事実につきまして

市民組織からのとある情報公開請求に対して「公益通報者の個人情報を守るため」として、存否応答拒否を決定されましたが、実際は、公益通報者を犯罪者とみなし、警察に被害届を提出。その個人情報を公にしようとなされておりま

す。

そして、このような矛盾ある作為的な行為の内容を記載した公文書を、議会事務局職員に作成させたという事実がございました。

2. 当該行為につきましての我々としての見解につきまして

上記の1項の事実が、以下のような観点から、政治倫理としては不適切な行為にあたるのではないかと考えます。

- (1) 公務員の適正な職務執行を妨げる行為ではないか。
- (2) 情報公開制度の適正運用を妨げる行為ではないか。
- (3) 市民からの負託を受けたものとして、公私共に、その品位と名誉を損なう行為ではないか。

3. 今回の申し立て内容につきまして

大川裕議長は「不適切な行為ではないか？」をまずは振り返りされ、議会事務局さまに設定いただく事実釈明の場において、小田原市議会および市民に対して、ご説明をお願いしたく存じます。また、議会事務局さまはその事実釈明の内容を検証され、当該議員が政治倫理に背いていたと判断できた場合は、深い謝罪の意を本人に促すようにして頂きたいと存じます。

以上になりますが、市民が納得できるよう、議会事務局さまにご対応を進めて頂きたく、なにとぞ宜しくお願い申し上げます。

議第1020号

令和6年(2024年)3月7日

地方自治ウォッチャーズ

～県西オンブズマン～

代表 岡崎 克人 様

小田原市議会副議長 篠原 弘



「小田原市の政治倫理規定に関する申し立て書」について（回答）

令和6年2月5日付けでご提出いただいた申立書に対して、お答えします。

ご指摘いただいた政治倫理基準への逸脱の疑いについて、その事実を確認したところ、貴団体が行った公文書公開請求に対する存否応答拒否決定を行うに当たり、議会としては、情報公開制度に則り、また、他市の事例等をもとに適正に判断しており、その判断及び処理の過程で、議長が作為的に公文書を議会事務局職員に作成させた事実は一切なく、議会事務局職員（公務員）の適正な職務執行を妨げる行為や情報公開制度の適正な運用を妨げる行為は、ありませんでした。

このため、議長の行為が、政治倫理上不適切な行為に該当するとは言えないと考えます。

したがって、小田原市議会議員の政治倫理に関する申合せに基づき、議会として取り扱う対象ではないと判断するものです。

(問い合わせ先)

小田原市議会事務局 議会総務課

電話 0465-33-1761

様式第1号 (第3条関係)

公文書公開請求書

令和5年10月18日

請求先 小田原市議会 御中

郵便番号 250-0055

住所 小田原市久野2284-1 (榊橋)

地方自治ウッチャーズ〜県西オンブズマン〜

氏名 代表 岡崎 克人

(法人その他の団体にあつては、事務所等の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

電話番号



小田原市情報公開条例第7条第1項の規定により、次のとおり請求します。

<p>公開請求に係る公文書の内容</p>	<p>令和5年7月27日〜28日に実施した小田原市議会の議会運営委員会の行政視察について (1)視察の行程表 (2)旅費詳細(交通費、宿泊費、飲食代などの内訳) (3)出張中の行動に関する外部からの告発文書及び添付資料</p>
<p>希望する公開の方法</p>	<p><input type="checkbox"/> 閲覧、聴取又は視聴を請求します。 <input checked="" type="checkbox"/> 写し又は複写をしたものの交付を請求します。 (<input checked="" type="checkbox"/> 郵送を希望します。)</p>
<p>担当部課等</p>	<p>議会事務局 議総課 電話 33-1761</p>
<p>諾否決定期限</p>	<p>令和5年11月2日</p>
<p>備考</p>	<p></p>

注

- 1 太線内のみ記入し、□のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
- 2 公開請求に係る公文書の内容の欄は、公開の請求に係る特定の公文書が分かるように、公文書の件名又は知りたいと思う事項の概要を具体的に記入してください。
- 3 諾否決定期限は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、延長する場合があります。

様式第3号 (第3条関係)

公文書一部公開決定通知書

議指5号
令和5年10月31日

地方自治ウォッチャーズ～県西オンブズマン～
代表 岡崎 克人 様

小田原市議会議員 大川 裕



令和5年10月18日に公開請求のありました公文書については、次のとおり公開することに決定しましたので、小田原市情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。ただし、公開をしない部分が一部あることを御了承ください。

なお、この決定に不服がある場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に小田原市議会議員長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、小田原市議会議員長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

公開請求に係る公文書の内容	令和5年7月27日～28日に実施した小田原市議会の議会運営委員会の行政視察について (1) 視察の行程表 (2) 旅費詳細（交通費、宿泊費、飲食代などの内訳）	
実施する公開の方法	写しの交付（窓口）	
公文書の公開日時及び場所	日 時	令和5年11月6日 午前11時
	場 所	小田原市役所 4階 行政情報センター
公開をしない部分の概要	個人の携帯電話番号、議員の印影に係る部分	
公開をしない理由	小田原市情報公開条例第8条第1号該当（当該議員及び職員の権利利益を不当に害するおそれがあるため）	
公開することができる時期		
担当部課等	議会事務局 議会総務課 電話：0465-33-1761	

市・外出張伺・命令票(継続紙)

職名	氏名	印	支払金額	支出年月日(現金払のみ)	受領印
議員・議長	大川 裕		52,550	5. 7. 14	
議員・副議長	篠原 弘		52,550	5. 7. 14	
議員・委員長	武松 忠		52,550	5. 7. 14	
議員・副委員長	神戸 秀典		52,550	5. 7. 14	
議員	角田 真美		52,550	5. 7. 14	
議員	鈴木 敦子		52,550	5. 7. 14	
議員	宮原 元紀		52,550	5. 7. 14	
議員	寺島 由美子		52,550	5. 7. 14	
議員	金崎 達		52,550	5. 7. 14	
議員	杉山 三郎		52,550	5. 7. 14	

様式第6号（第3条関係）

公文書存否応答拒否決定通知書

議指第6号
令和5年10月31日

地方自治ウォッチャーズ～県西オンブズマン～
代表 岡崎 克人 様

小田原市議会議長 大川 裕



令和5年10月18日に公開請求のありました公文書については、次の理由により存否を明らかにしないことに決定しましたので、小田原市情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

なお、この決定に不服がある場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に小田原市議会議長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、小田原市議会議長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

公開請求に係る公文書の内容	令和5年7月27日～28日に実施した小田原市議会の議会運営委員会の行政視察について (3) 出張中の行動に関する外部からの告発文書及び添付資料
存否を明らかにしない理由	小田原市情報公開条例第10条第1項該当（請求内容にある告発文書いわゆる公益通報は通報に関する秘密が保護されることや通報者の個人情報保護されることを前提とした制度であり、その存否を答えることで、公益通報者の個人情報が特定され、公益通報者の権利利益を不当に害するおそれがあるため）
存否を明らかにできる時期	
担当部課等	議会事務局 議会総務課 電話：0465-33-1761
備考	

注 存否を明らかにできる時期の欄は、あらかじめ時期を明示することができるときに、記入してあります。

委員用

令和5年度 議会運営委員会 行政視察日程

視察日：令和5年7月27日（木）～28日（金） 11人（うち随行1名）

※集合 小田原駅西口新幹線改札前 午前7時50分

日程	行程	備考
7/27 (木)	<p>JR新幹線ひかり633号(新大阪行) 468.7km(5駅・2時間20分) 小田原</p> <p>JRおおさか東線(久宝寺行) 202km(13駅・32分) 新大阪</p> <p>JR大和路線(玉寺行) 12km(1駅・2分) 久宝寺</p> <p>徒歩 ※八尾→八尾市役所 タクシー4分(1.4km) 八尾</p> <p>徒歩 八尾市役所 (視察 13:30~15:00)</p> <p>徒歩 JR大和路線(JR難波行) 11.8km(8駅・26分) 八尾</p> <p>徒歩 JR難波</p> <p>徒歩 ホテル</p> <p>8:07発 10:27着 10:41発 11:13着 11:23発 11:25着 15:24発 15:50着</p>	<p>【昼食】※八尾市内(各自対応)</p> <p>【夕食】※大阪市内 名称：つかもと 住所：大阪市中央区東心斎橋 2-8-3 電話：080-4646-5600</p> <p>【宿泊】 名称：ホテルイルクオーレなんば 住所：大阪市浪速区難波中 1-15-15 電話：06-6647-1900</p>
	<p>【視察事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算決算常任委員会について ・常任委員会の所管事務調査の充実・強化について 	<p>■八尾市議会事務局(担当：松村様) 〒581-0003 大阪府八尾市本町一丁目1番1号 電話：072-924-3895 FAX：072-922-4968</p>
7/28 (金)	<p>徒歩 南海特急サザン7号(和歌山市行) 26.0km(4駅・23分) ホテル</p> <p>徒歩 ※岸和田→岸和田市役所 タクシー5分(1.4km) 南海難波/なんば</p> <p>徒歩 岸和田市役所 (視察 9:30~11:30)</p> <p>徒歩 南海特急サザン34号(難波行) 26.0km(4駅・23分) 岸和田</p> <p>徒歩 OsakaMetro 御堂筋線(千里中央行) 7.6km(7駅・15分) 岸和田</p> <p>徒歩 JR新幹線ひかり658号(東京行) 468.7km(5駅・2時間20分) 新大阪</p> <p>14:36発 14:59着 15:10発 15:25着 16:18発 18:38着</p>	<p>【朝食】※宿泊ホテル内</p> <p>【昼食】※岸和田市内 名称：五風荘 住所：岸和田市岸城町 18-1 電話：072-438-5230</p> <p>【夕食】※新大阪駅(各自対応)</p>
	<p>【視察事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会運営について ・議会改革の取組状況について ・予算・決算の審査方法について 	<p>■岸和田市議会事務局(担当：岸田様) 〒596-8510 大阪府岸和田市岸城町7番1号 電話：072-423-9664 FAX：072-423-5528</p>

【連絡先】小田原市議会事務局 小田原市荻窪 300 0465-33-1761

※緊急時連絡先(随行携帯) [REDACTED] 担当 橋本

旅 行 命 令 申 請

承認済み

*	*	*	*	*
---	---	---	---	---

申請番号	2023ICC011000000i220			
所 属	K010100150	0000042960	押印欄	
	議会総務課 議事調査係	氏名 橋本 昇	(口座振込)	
地域区分	市外			
宿泊有無	宿泊あり			
経費区分	所管課経費			
日程	令和 5年 7月27日から令和 5年 7月28日			
出張理由	議会運営委員会行政視察のため			
出張先	八尾市議会事務局 (大阪府八尾市本町一丁目1番1号) 岸和田市議会事務局 (大阪府岸和田市岸城町7番1号)			
支給方式	随時払い			
支出所属	K010100000	議会総務課		
支出科目	01010101060001002	議会費 委員会運営事業		
下位科目	0802150	その他旅費 (経常・経)		
単価	役職CD/旅費単価	宿 泊 単 価	日 当 単 価	
	0500	13,000 円	0 円	
概算	運 賃	宿 泊	日 当	概算払い合計
	37,550 円	15,000 円	0 円	52,550 円
精算	運 賃	宿 泊	日 当	精算額合計
	円	円	円	円
差額	運 賃 差 額	宿 泊 差 額	日 当 差 額	差額合計
	円	円	円	円
備考	議員に同行、7月28日は繁忙期 <div style="float: right; text-align: right;"> 支出負担行為伝票 No. 9248 支出年月日 令和5年7月14日 受領印 </div>			

出力日： 令和 5年 7月 4日

市外出張伺・命令票

№

局長	副事務局長	担当課長	係長	担当	所 属	小田原市議会			
					職 名	議 員			
合 議	職員課長	副課長	人事研修係長	係員	氏 名	大川 裕 ほかに9名			
次のとおり出張してよろしいでしょうか。					起 案	令和	5	6	27
					決 裁	令和	5	7	4
出張月日(連続の場合は「～」を記入) 7月27日～28日			出張見込日数 2日		出張先 八尾市議会事務局・大阪府八尾市本町一丁目1番1号 岸和田市議会事務局・大阪府岸和田市岸城町7番1号				
出張理由 行政視察のため(議会運営委員会)									
旅費計算上の必要事項 7月28日は繁忙期									
会計番号	款	項	目	節	支出負担行為伝票No.	支払金額		受領印	
1	1	1	1	8	9252	(@52,550×10名) 525,500円			
					支出年月日(現金払のみ)	5.7.14			

旅 行 経 路

乗車区間	経 由 キロ数	座席指定料金		特急料金		宿泊料	計	備 考
		鉄道賃		バス賃				
小田原 ? 新大阪	468.7	(G) (片) 5,400	(片) 7,700	(片) 4,620		15,000	32,720	新幹線ひかり
新大阪 ? 天王寺	11	(片) 290					290	OsakaMetro御堂筋線
天王寺 ? 八尾	8.3	(片) 190					190	JR
八尾 ? 新今宮	9.3	(片) 190					190	JR
新今宮 ? 岸和田	24.6	(片) 500					500	南海線区間急行
岸和田 ? 天下茶屋	23	(片) 450					450	南海線区間急行
天下茶屋 ? 新大阪	11.5	(片) 290					290	OsakaMetro堺筋線 OsakaMetro御堂筋線
新大阪 ? 小田原	468.7	(G) (片) 5,600	(片) 7,700	(片) 4,620			17,920	新幹線ひかり
?							0	
?							0	
合 計							52,550	

旅行命令運賃内訳書

2023IC011000001220

職員番号 0000042960

氏名 橋本 昇

旅行年月日	出発地 ~ 到着地	往復	運賃	特急料金等特別料金	合計	
			(距離)金額	(距離)金額		
令和 5年 7月27日	小田原~		488.0 Km	468.7 Km	18,200 円	
	八尾		8,180 円	10,020 円		
区分	鉄道賃等	座席指定等	グリーン			
経路	所要時間順で探索した結果、1番目の経路を選択しました。					
	列車 JR新幹線ひかり	小田原	~新大阪	468.7km	7,700円	10,020円
	列車 OsakaMetro御 新大阪	八尾	~天王寺	290円	0円	0円
	列車 JR関西本線	天王寺	~八尾	8.3km	190円	0円
11.0km						
令和 5年 7月28日	八尾~		33.9 Km	0.0 Km	690 円	
岸和田	690 円		0 円			
区分	鉄道賃等	座席指定等				
経路	所要時間順で探索した結果、1番目の経路を選択しました。					
	列車 JR関西本線	八尾	~新今宮	9.3km	190円	0円
	列車 南海線区間急行	新今宮	~岸和田	24.6km	500円	0円
令和 5年 7月28日	岸和田~		503.2 Km	468.7 Km	18,660 円	
小田原~	8,440 円		10,220 円			
区分	鉄道賃等	座席指定等	グリーン			
経路	所要時間順で探索した結果、1番目の経路を選択しました。					
	列車 南海線区間急行	岸和田	~天下茶屋	23.0km	450円	0円
	列車 OsakaMetro堺 天下茶屋	~動物園前	1.5km	290円	0円	0円
	列車 OsakaMetro御 動物園前	~新大阪	10.0km	0円	0円	0円
列車 JR新幹線ひかり	新大阪	~小田原	468.7km	7,700円	10,220円	
			Km	Km	円	
			円	円		
区分		座席指定等				
経路						
増減理由					0 円	
運賃合計				37,550 円		

出力日: 令和 5年 7月 4日

